

FASB におけるヘッジ会計プロジェクト

篠原光伸

- 1 はじめに
- 2 「デリバティブとヘッジ会計」プロジェクト
 - (1) 公開草案公表までの経緯
 - (2) スタッフ・レポート「ヘッジおよびその他のリスク調整活動に関する問題についての暫定的結論を含む討議報告」
 - (3) ヘッジ会計に関する仮決定
- 3 公開草案「デリバティブおよび類似金融商品とヘッジ活動に関する会計」
 - (1) 概要
 - (2) デリバティブ金融商品の定義
 - (3) 背景と基本方針
- 4 公開草案におけるデリバティブの認識と測定およびヘッジ会計処理
 - (1) 認められた三つのヘッジ会計処理
 - (2) 公正価値ヘッジとその会計処理
 - (3) キャッシュ・フロー・ヘッジとその会計処理
 - (4) 在外事業に対する純投資の為替リスク・エクスポージャーのヘッジとその会計処理
- 5 公開草案公表後の動向

1 はじめに

米国財務会計基準審議会（以後、FASB という）の金融商品プロジェクト¹⁾

- 1) FASB 金融商品プロジェクトは、各種の金融商品とそれに関連する取引について、現在すでに生じている財務会計上及び報告上の諸問題、そして将来発生すると思われるその他の問題を解決するのに役立つ広範な会計基準の作成を目指して発足した。このプロジェクトの特徴としては、①手順としての2段階アプローチの採用、②手段としての基礎的金融商品アプローチ (building blocks approach) の採用という2点があげられる。

は、1986年5月にスタートし、数多くの公開草案ならびに基準書²⁾を生み

手順としての2段階アプローチとは、プロジェクトをその開始当初から、「ディスクロージャー」を取り扱うサブ・プロジェクトと、「認識と測定」を取り扱うサブ・プロジェクトの2つに分けてスタートし、「ディスクロージャー」プロジェクトを「認識と測定」プロジェクトが完成するまでの中間段階として位置づけ、とりあえずはディスクロージャーの充実に図るための会計基準を完成させ、財務諸表の利用者に金融商品に対する適切な情報提供を行うことを優先してきたことをいう。すなわち、第一段階として「ディスクロージャー」の問題を解決し、その後、第二段階として「認識と測定」の問題を取り扱うというアプローチの仕方のことである。また、手段としての基礎的金融商品アプローチとは、全ての金融商品はいくつかの<ビルディング・ブロック>、すなわち、基礎的金融商品から成立していて、基礎的金融商品の認識と測定方法を決定してしまえば、他のより複雑な金融商品、あるいは金融商品間のヘッジその他の関係が引起こす会計上の問題を首尾一貫して解決できるという考え方を前提にしたものである。このプロジェクトでは基礎的金融商品として、①無条件債権・債務契約、②条件付債権・債務契約、③金融先渡契約、④金融オプション契約、⑤金融保証またはその他の条件付交換契約、⑥持分商品、を暫定的に挙げている。なお、FASB 金融商品プロジェクトの活動経過をその開始時から1995年まで時系列的に詳しく追ったものとしては、下記の文献の第1部第2章が非常に参考になる。

企業財務制度研究会『金融商品をめぐる米国財務会計基準の動向—基準の背景と概要—』(米国財務会計基準(金融商品)研究委員会報告 上巻)財団法人企業財務制度研究会、1995年7月

- 2) 公表された基準書には次のものがある。
 - ・基準書第105号(1990)「オフバランスリスクを伴う金融商品と信用リスクの集中を伴う金融商品に関する情報の開示」(Disclosure of Information about Financial Instruments with Off-Balance-Sheet Risk and Financial Instruments with Concentrations of Credit Risk)
 - ・基準書第107号(1991)「金融商品の公正価値に関する開示」(Disclosures about Fair Value of Financial Instruments)／基準書第126号(1996)「非公開企業に対する金融商品の開示の免除」(Exemption from Certain Required Disclosures about Financial Instruments for Certain Nonpublic Entities) (基準書第107号の改訂)
 - ・基準書第114号(1993)「債権者による貸付金の減損の会計」(Accounting by Creditors for Impairment of a Loan)／基準書第118号(1994)「債権者による貸付金の減損の会計—損益認識と開示」(Accounting by Creditors for Impairment of a Loan—Income Recognition and Disclosures) (基準書114号は改訂され、基準書118号となった。)
 - ・基準書第115号(1993)「負債証券および特定の持分証券に対する投資に関する会計」(Accounting for Certain Investments in Debt and Equity Securities)
 - ・基準書第119号(1994)「デリバティブ金融商品と金融商品の公正価値に関する開示」(Disclosure about Derivative Financial Instruments and Fair Value of Financial Instruments)
 - ・基準書第125号(1996)「金融資産の譲渡とサービス業務並びに負債の消滅

出しながら、現在までその活動を継続している。しかし、残念ながら金融商品がもつ問題の多様性のために、プロジェクトの最終目的である金融商品の認識、測定、開示を首尾一貫して取扱う包括的な会計基準の制定までには至ってはいない。本論文では、FASB が金融商品プロジェクトの検討課題の中でも特に力を入れているヘッジ会計について、金融商品プロジェクト内の「デリバティブとヘッジ会計」プロジェクトが、1996年6月に公開草案「デリバティブおよび類似金融商品とヘッジ活動に関する会計」を公表するまでに至った経過と、その公開草案の具体的内容を概観する。そして最後に公開草案について現時点までに行われているいくつかの変更点を見ることにする。

2 「デリバティブとヘッジ会計」プロジェクト

(1) 公開草案公表までの経緯

FASB の金融商品プロジェクトは、プロジェクトをその開始当初から、「ディスクロージャー」を取り扱うサブ・プロジェクトと、「認識と測定」を取り扱うサブ・プロジェクトの2つに分けてスタートしたわけであるが、「認識と測定」プロジェクトでは、①認識を終了すること、認識しないこと、そして相互に関連する金融資産と金融負債を相殺することは適当か、②市場リスクと信用リスクを転嫁しようとする金融商品と金融取引、そしてこれらリスク転嫁項目に関連する対象資産・負債の会計処理をどのように行うべきか、そして③金融商品をどのように測定すべきか、という問題の検討を目的としていた³⁾。そして、このプロジェクトの当初に着手され

の会計」(Accounting for Transfers and Servicing of Financial Assets and Extinguishments of Liabilities)／基準書第127号(1996)「基準書第125号のいくつかの条項に関する適用日の延期」(Deferral of the Effective Date of Certain Provisions of FASB Statement No. 125) (基準書第125号の改訂)

3) 白鳥庄之助他訳『ヘッジ会計——基本問題の探求』中央経済社、1994年、pp. 2-3 (Harold Bierman, Jr., L. Todd Johnson, D. Scott Peterson, *Hedge Accounting: An Exploratory Study of the Underlying Issues*, FASB Research Report,

FASB におけるヘッジ会計プロジェクト

たのが、①の認識終了、無認識、相殺の問題であった。その後、正式なサブ・プロジェクトとなるのはもっと後のこととなるが、1989年という比較的早い時期から、②のヘッジ会計という特別な会計処理の適用の問題についても、このプロジェクトの一環として検討が開始され、1991年9月には、リサーチ・レポート「ヘッジ会計：基本問題の探求」が公刊された⁴⁾。

FASB はこのリサーチ・レポートの研究成果を引き継ぐべく、1992年1月から正式に「ヘッジおよびヘッジ会計」プロジェクトを発足させ、ヘッジ会計についての審議を開始した。このプロジェクトの成果として1993年6月に公表されたのが、後述するスタッフ・レポート「ヘッジおよびその他のリスク調整活動に関する問題についての暫定的結論を含む討議報告」である。この討議報告では、ヘッジ効果が明瞭に表現されない現行の繰延ヘッジ会計の欠点を修正する観点から、適格ヘッジに対する会計処理として部分有効性ヘッジ会計 (partial effectiveness approach) を採用すべきだと暫定的に結論づけている。その後、FASB は、デリバティブの会計処理を明らかにすることにより、ヘッジおよびヘッジ会計に関連する問題のかなりの部分を解決するような代替案の検討をも開始した。

1994年11月、FASB は従来のヘッジ会計を大幅に変更する仮決定を行った。これは時価会計の大幅な導入ともいえるものであり、すべての金融商品を時価評価するという FASB の長期的ビジョンと合致し、しかも現行の複雑なヘッジ会計を簡素化し、広範なリスク・マネジメント活動に対応できるという利点があった。その後、この仮決定に対する反対意見が提出

FASB, 1991.)

4) 前掲訳書

なお、ヘッジ会計の検討の展開、経緯については次の文献を参考にした。

大塚 宗春「ヘッジ会計の現状と課題」, 企業会計, Vol. 48, No. 1 (1996年1月)

古賀 智敏「デリバティブとヘッジ会計」, JICPA ジャーナル, Vol. 7, No. 8 (1995年8月)

荻 茂生, 川本 修司『デリバティブの会計実務』, 中央経済社, 1997年6月, pp. 502-508

FASB におけるヘッジ会計プロジェクト

され、1995年10月、そして1996年1月にも、FASB はヘッジ会計に関する仮決定を再三にわたり行っている。またこの間、現行のヘッジ会計の問題点についての検討も進められ、1995年10月には、オーストラリア、カナダ、英国の会計基準設定機関および国際会計基準委員会との共同で、スペシャル・レポート「ヘッジ会計に関する主要問題」⁵⁾ を公表している。このようにさまざまな討議が行われた結果として、1996年6月に公表されたのが、公開草案「デリバティブおよび類似金融商品とヘッジ活動に関する会計」である。なお、現在ではこのプロジェクトの名称は、「ヘッジおよびヘッジ会計」から、「デリバティブとヘッジ会計」というように変更されている。

(2) スタッフ・レポート「ヘッジおよびその他のリスク調整活動に関する問題についての暫定的結論を含む討議報告」⁶⁾

ここでは①ヘッジ会計の適用可能な範囲、②リスク管理活動の分類とそれに対応した会計処理方法、③デリバティブの認識と測定、という問題が取り扱われ、暫定的結論としてヘッジ会計に関するスタッフの考え方を提示している。

第1の適用可能範囲については、現存する資産・負債、または確定約定に係る金利リスク、為替リスク、さらには実物商品価格リスクに対するエクスポージャーを減少させるものに対して、ヘッジ会計が許容できるとし

5) Jane B. Adams, Corliss J. Montesi (Principal Authors), *Major Issues Related to Hedge Accounting, Special Report*, Oct. 1995.

このスペシャル・レポートは、ヘッジ会計に関する問題点や代替案について共通の理解を得るという目的のために作成されたものであり、内容は、①リスクとリスク・エクスポージャーの定義の必要性、②リスク・エクスポージャー、③リスク削減の評価—実行上の問題点、④損益の繰延べ、⑤オプション、⑥合成商品の会計、⑦現金商品、の7項目について説明している。

6) FASB, *A Report on Deliberations, Including Tentative Conclusions on Certain Issues related to Accounting for Hedging and Other Risk-adjusting Activities*, June. 1993. なお、本文中での()内の数字は、本討議報告におけるパラグラフ番号である。

ている (10, 126)。なお、予定取引のヘッジに対してヘッジ会計を許容すべきかどうかという問題については、結論に達していないとしている (127)。ヘッジ会計の適格要件については、ヘッジの開始時において、企業は、ヘッジ対象およびヘッジ手段の意思表明を行う必要があるとともに、認識または測定上の変則事態の存在、ヘッジ対象とヘッジ手段の間の明瞭な経済的関係の存在、ヘッジ対象とヘッジ手段との間の高度の逆相関の合理的期待の存在、の3点について証明しなければならないとしている (131-141)。

第2のリスク管理活動については、まずヘッジ活動 (hedging) とその他のリスク調整活動 (other risk-adjusting activities) に大別し、後者をさらに、ダイナミック・ポートフォリオ管理 (dynamic portfolio management) と合成金融商品の創出 (creation of synthetic instruments) とに区別し、それぞれに対して適用すべき会計処理方法を暫定的に示している。ここでヘッジ活動とはリスクを削減する活動をいい、その他のリスク調整活動とは望ましいリスクのレベルを設定し、その達成のためにリスクを調整する活動をいうとしている (16-27)。

この分類によるヘッジ活動に適用されるヘッジ会計に関して注目すべき1つの点は、スタッフ・レポートが、繰延ヘッジ会計を修正した部分有効性ヘッジ会計の採用を推奨していることである (72)。有効性ヘッジ会計とは、ヘッジ手段が公正価値で測定され、一方、ヘッジ対象が歴史的原価で測定される状況下で、ヘッジ手段の公正価値変動による損益のうち、ヘッジ対象の公正価値変動によって相殺される範囲までを繰延べる方法であり、これには全体有効性ヘッジ会計と部分有効性ヘッジ会計の2つのタイプがある。全体有効性ヘッジ会計では、1期間に生じたヘッジ対象の公正価値変動額と同額の部分をそのまま繰延べの対象とするのに対して、部分有効性ヘッジ会計では、ヘッジが有効なのはヘッジの開始時以降、ヘッジ手段の公正価値変動累積額がヘッジ対象の (認識はされていないが) 公正価

値変動累積額を超過しない範囲内であるという考えに立ち、この有効性の範囲内で、ヘッジ手段の公正価値変動累積額の繰延べを行うという点で、両者は異なっている(67-75)。いずれにしろ、有効性ヘッジ会計とは、繰延ヘッジ会計と時価ヘッジ会計の混合形態といえるものである。もちろんヘッジの有効性の範囲から乖離する部分については、その期の損益に計上されることになる。

ダイナミック・ポートフォリオ管理は、資産・負債をポートフォリオ単位で定期的に評価することにより、金利リスク、為替リスクを管理し、一般的リスクを望ましいレベルにしようとするものである。ここではヘッジ会計のすべての適格要件が満たされる場合には、部分有効性ヘッジ会計により個別ヘッジとして会計処理することができるとし、そうでない場合には、時価プール・アプローチ(mark-to-market pool approach)により、ポートフォリオに含まれるすべての資産・負債を時価評価し、その損益をその期に稼得損益として計上することを提案している(145-160)。もう一つのリスク調整方法である合成金融商品の創出とは、2つ以上の金融商品が合成されることにより、別の1つの金融商品が創出されるように会計処理を行うおうとするものである。これについては、合成に成功している程度を示せるようなアプローチの検討がなされたが、結論を出すまでには至っていないとしている。このアプローチでは、合成された資産または負債を貸借対照表上、単一の項目として計上し、合成が成功している範囲内で1つの金融商品として評価するというものである。よって、合成金融商品を構成する各金融商品の正味公正価値変動累積額の合計額と合成金融商品として本来あるべき公正価値変動累積額を比較し、両者に差額があれば、それは合成が不完全な部分として損益認識されることになる(161-174)。

第3のデリバティブの認識と測定については、それらがヘッジ会計または他の特殊な会計処理に適格でない限り、関連ヘッジ要素から切り離してデリバティブを当初から認識し、公正価値で測定すべきであるとし、また

この結果生ずる損益は稼得利益として認識すべきであるとしている (175-180)。

(3) ヘッジ会計に関する仮決定

1994年11月、FASB は従来のヘッジ会計を大幅に変更する仮決定を行った。それ以降、1995年10月、そして1996年1月にもそれぞれ、FASB はヘッジ会計に関する仮決定を行っている。

まず1994年11月の仮決定⁷⁾では、全てのデリバティブを公正価値により評価し、その上で、デリバティブをトレーディング目的とトレーディング以外の目的の2カテゴリーに区分し、それぞれに対して異なった会計処理を行うとしている。トレーディング目的のデリバティブについては、その公正価値変動額を発生期間に損益認識し、トレーディング以外の目的(リスク管理目的)のデリバティブについては、その公正価値変動額を未実現損益として、実現時まで資本勘定の独立項目に計上し、実現した利得・損失だけを損益認識するというものである。この方法の利点としては、デリバティブに関するリスクがより見えやすく、理解可能になるばかりでなく、財務諸表の比較可能性の向上、単純でありコストがかからないという点に加えて、デリバティブに係る損益は本来、資産・負債の要件を満たしておらず、したがってこれを資産・負債として繰延べるべきではないという理論的要請にも合致する点をあげている。この考え方は、負債証券および特定の持分証券について公正価値評価を求めた基準書第115号と同じといえ

7) Jane B. Adams, "Simplifying Accounting for Derivative Instruments, including Those Used for Hedging", FASB STATUS REPORT, No. 259, 1994, pp. 6-11. 1994年11月の仮決定から1995年10月の仮決定の間にも、繰延モデルへの強い支持からいくつかの修正モデルが提出された。代表的なモデルとしては、繰延モデルと仮決定案との選択適用を認める2重モデル・アプローチ (dual model)、資産・負債の簿価修正の代替的適用を認めるJIL 3層モデル (JIL 3-tier model) などがあるが、この間の顛末については、下記の文献を参照のこと。
古賀 智敏『デリバティブ会計』、森山書店、1996年1月、pp. 272-274.

る。

1995年10月の仮決定⁸⁾は、企業はデリバティブとヘッジ会計処理について、次の2つの方法から1つを選択できるというものである。1つは前述の1994年11月に仮決定された方法であり、もう1つは、公正価値による評価の範囲をデリバティブだけではなく、すべての金融商品にまで拡大する方法である。そして後者の場合、トレーディング目的の金融商品はその公正価値変動額を発生期間に損益認識し、その他の金融商品の公正価値変動額は実現時まで資本勘定の独立項目に計上される。また、公正価値の算定については、基準書第107号で示された評価ガイダンスに拠ることとしている。

1996年1月になると、FASBは、資産・負債及び確定約定のヘッジ要件を満たすデリバティブについて簿価修正を認めるとともに、予定取引のヘッジとして指定された取引に係る損益の繰延を受け入れるアプローチを検討するという仮決定を行った⁹⁾。この仮決定においてもすべてのデリバティブは公正価値評価されるが、その結果生ずる損益については、デリバティブが果たす役割により、次のように異なる会計処理が考えられている。予定取引のヘッジとして指定されたデリバティブについては、公正価値変動による損益は当期の稼得利益には含めず、包括利益の一部として計上し、予定取引が発生した期間に損益認識する。次に、資産・負債または確定約定のヘッジとして指定されたデリバティブについては、公正価値変動による損益を当期の稼得利益に含めるが、この損益により相殺されるヘッジ対象に係る損益の認識時期を早め、両方の損益が同一期間に損益認識されるようにする。そして、その他のすべてのデリバティブについては、公正価値変動による損益をその発生期間に認識するというものである。この仮決定の内容は次に述べる公開草案に非常に近いものである。

8) FASB STATUS REPORT, No. 269, 1995.

9) FASB STATUS REPORT, No. 273, 1996.

3 公開草案「デリバティブおよび類似金融商品とヘッジ活動に関する会計」

(1) 概要

FASB は、1996年6月に公開草案「デリバティブおよび類似金融商品とヘッジ活動に関する会計」を公表した。¹⁰⁾ 本草案は1992年1月にスタートしたデリバティブとヘッジに関するプロジェクトの成果であり、前述のFASB 金融商品プロジェクト全体の中の位置づけでいうと、「認識と測定」を取扱うサブ・プロジェクトの成果である。

本草案は、企業ばかりでなく、非営利企業や年金プランを含むすべての事業体を適用の対象として(4)、デリバティブおよびデリバティブと類似の金融商品に対する会計処理と報告の基準を確立することを目的としている。本草案は、まず、すべてのデリバティブを公正価値で測定し、資産または負債として貸借対照表に計上することを提案している。次に、デリバティブの公正価値変動の会計処理について、その利用目的により4つの異なった処理方法を提案している。ここでいう利用目的とは、①公正価値ヘッジ、②キャッシュ・フロー・ヘッジ、③在外事業に対する純投資の為替リスク・エクスポージャー・ヘッジ、④ヘッジ以外の利用目的の4つである。

10) FASB, Exposure Draft, *Accounting for Derivative and Similar Financial Instruments and for Hedging Activities*, June 1996.

なお、本文中での()内の数字は、本公開草案におけるパラグラフ番号である。本公開草案の解釈にあたっては以下の文献も参考とした。

山田 辰巳「FASB 公開草案—「デリバティブとヘッジ活動に関する会計処理」について」、経理情報, No. 795, (1996. 8. 20/9.1), pp. 67-80.

間島 進吾「FASB 公開草案—デリバティブとヘッジ会計—」、JICPA ジャーナル, No. 495 (1996年10月), pp. 44-48.

山田 昭弘「FASB 公開草案「派生および類似の金融商品並びにヘッジ活動の会計」および「包括利益の報告」の概要」、企業会計, Vol. 48, No. 9 (1996年9月), pp. 85-90.

古賀 智敏「ヘッジ会計の新展開—FASB 公開草案の特徴と問題点—」、税経通信, 1997年2月

萩 茂生, 川本 修司 前掲書, pp. 283-318.

FASB におけるヘッジ会計プロジェクト

デリバティブが第一の利用目的である公正価値ヘッジに指定されている場合には、デリバティブの損益はその発生期間に損益認識されるが、ヘッジ対象である資産、負債、確定約定に関する損益を同じ期間に認識することにより、両方の損益が相殺される。ただし相殺できるヘッジ対象の損益は、デリバティブの損益の範囲内までである。デリバティブが第二の利用目的であるキャッシュ・フロー・ヘッジに指定されている場合には、デリバティブの損益はその他の包括利益に計上され、ヘッジ対象の予定キャッシュ・フローが発生すると期待される日に損益認識される。第三の利用目的である在外事業に対する純投資の為替リスク・エクスポージャーのヘッジとして指定されたデリバティブについては、為替変動から生ずるヘッジの損益は、累積的換算調整の一部としてその他の包括利益に計上される。そして最後に、ヘッジと指定されないデリバティブの損益は、それが発生した期に損益認識されるというのが本草案でのデリバティブの会計処理の概要である(11)。なお、キャッシュ・フロー・ヘッジの場合には、デリバティブの損益はその他の包括利益に計上されるため、包括利益の報告および表示を明確にするために、公開草案「包括利益の報告」も本草案と同時に公表された。

本草案は、1997年12月16日以降開始する事業年度の財務諸表から適用されることが予定されており、これに伴い基準書第80号、第105号、第119号が廃止され、第52号、第107号の一部が修正されるとしている。

(2) デリバティブ金融商品の定義

本草案ではデリバティブ金融商品 (derivative financial instruments) を次のように定義している(6)。

「取引条件の定めるところによって、開始時または特定事象の発生時に、その保有者(または発行者)に、基礎商品(すなわち、一つもしくはそれ以上の参照された金融商品、実物商品またはその他の資産のこと、もしくはレート、価

格指数またはその他の市場指標が適用される特定項目のこと)の価格変動の一部またはすべてに参加する権利(または義務)を提供する金融商品であり、次に示すものを除き、保有者または発行者に当該基礎商品の所有または引渡しを求めないものである。基礎商品の所有または引渡しを求める契約でも、(a)基礎商品が他のデリバティブである場合、(b)現金による差金決済でのみ契約を手仕舞う仕組みが市場(組織化された取引所など)に存在する場合、(c)慣習として、基礎商品の価格変動に基づいて現金決済のみが行われている場合には、当該契約はデリバティブ金融商品となる。」

さらに上記の定義を満たさない場合にも、契約により要求されるキャッシュ・フローの一部または全部が、一つもしくはそれ以上の基礎商品の価格変化の効果を増幅、もしくは削減するような仕方で参照、決定される金融商品もまた本草案の適用を受けるとし、(a)ある特定の条件のもとでは、LIBORの変動幅に額面を超過する金額を掛けて金利を計算する負債証券、(b)2つの参照為替レートの差額に、額面金額と1より大きい乗数を掛けた金額を満期日に支払う負債証券、(c)指定された指標が、ある設定された範囲内に収まった日数により金利が変動する負債証券、(9)が挙げられている。

このように基準書第119号で行っていた個別取引に言及する形での定義とは異なって、本草案が一般的な性質を示す形でデリバティブの定義を行っていることには、金融市場の継続的発展、および金融技術革新の進展に伴い今後登場してくるかもしれないデリバティブにも対応できるようにとの考えからである。この定義の結果、デリバティブ金融商品としては基準書第119号と同様に、多くの先渡契約、先物契約、スワップ、オプションおよび類似の金融商品が含まれるが、以前の基準書では範囲外であった実物商品に基づく契約も対象に含められている。また逆に、基準書第119号ではオプション類似契約と見られたローン・コミットメントは、本草案では対象から外されている。

(3) 背景と基本方針

本草案の内容が決定された背景としては、これまでのデリバティブとヘッジ会計を定めてきた会計指針が、不完全性、非整合性、複雑性、そして効果の不透明性という問題をもつことが指摘されている(44-51)。

不完全性とは、これまでデリバティブとヘッジ会計のための正式な会計指針が、基準書第52号「外貨換算」と第80号「先物取引の会計」の2つだけであるということから生じる問題である。この2つの基準書でカバーされるデリバティブの種類は限られており、カバーできないデリバティブについては、EITF(緊急問題専門部会)等で個別的にアドホックな対応がなされてきたというのがこれまでの現状である。その結果、(a)ヘッジ戦略の一環であるか否かに関わらず、多くのデリバティブがオフバランスで処理される、(b)企業間で会計実務が異なる、(c)財務諸表利用者に不適切な情報が提供される、といった問題が生じてきていた。

しかも上述の2つの基準書間ですら整合性が図られていないというのが非整合性の問題である。予定取引に対するヘッジ会計の適用1つについても、基準書第80号ではヘッジ会計の適用が認められているのに対して、第52号では適用が認められていない。これ以外にも、リスク評価対象の範囲(取引ベース対企業ベース)、ヘッジ効果の測定方法(相関性テスト対有効性テスト)といった点でも両基準書間では整合性が図られていないのである。

複雑性の問題とは、デリバティブとヘッジ会計について、単一の包括的なアプローチが存在しないために、企業が、EITFやその他の必ずしも正式に認められていないものを含めて多くの異なる情報から、類推適用を行ってきた結果、同一商品に対して複数の会計処理が生じてきているという問題である。

最後にデリバティブの効果の不透明性とは、デリバティブに関連する本質的な権利や義務が財務諸表において報告されないために、企業がデリバ

タイプにより何を行ったのか、またその結果どのような影響があったのかということについて、財務諸表の利用者は知ることができないという問題である。

以上のような問題を背景として、FASB は本草案を策定するにあたり、要約すると、次のような4つの基本方針を決定している (52-62)。

- ① デリバティブは資産または負債であり、財務諸表上で報告しなければならない。デリバティブは現金で決済できる権利または義務であることから、FASB 概念ステートメント第6号で定めている資産または負債に該当する。利益が生じているデリバティブを現金の受取りにより決済できるということは、将来の経済的便益に対する権利の証拠であり、デリバティブが資産であることを示すものである。また同様に、損失が生じているデリバティブを決済するために要求される現金の支払いは、将来、資産を犠牲にする義務の証拠であり、デリバティブが負債であることを示すものである。
- ② 公正価値は金融商品にとり最も適合した測定値であり、デリバティブにとっては唯一の適合した測定値である。デリバティブは公正価値で測定されなければならない、ヘッジが有効な期間に生ずる公正価値の変動は、ヘッジ対象の簿価の修正に反映されなければならない。
- ③ 資産または負債の要件をみたす項目だけが貸借対照表に資産または負債として計上されなければならない。公正価値変動の結果としてデリバティブに生ずる損益は、資産または負債としての基本特性を有していないために、別個の資産または負債とはいえない。したがって、デリバティブに生じる損益を資産または負債として繰延べて、貸借対照表に計上することはできない。
- ④ ヘッジ会計の適用は、適格要件を満たした取引についてのみ認めべきであり、この関連で重要なことは、公正価値またはキャッシュ・フローにおける変動の相殺程度を評価しなければならないということである。ヘ

ヘッジ会計は経営者の意図に基づいて選択的に行われるため、企業がヘッジ関係にあると主張するすべてのケースに無条件にヘッジ会計を適用すべきではなく、合理的な基準に合致した取引のみに適用を制限すべきである。その適格基準の一つとしては、ヘッジ本来の意味からいって、ヘッジ手段としてのデリバティブとヘッジ対象の間で、公正価値変動やキャッシュ・フロー変動が有効に相殺されているということである。

4 公開草案におけるデリバティブの認識と測定およびヘッジ会計処理

(1) 認められた三つのヘッジ会計処理

本草案では前述の基本方針に基づき、すべてのデリバティブをその公正価値により測定し、貸借対照表に資産または負債として計上することを要求している。このためすべてのデリバティブについて期末に公正価値による評価替えが行われ、この公正価値変化により生じた利益、損失は、その期の稼得利益として損益計算書に計上するのが原則である。しかし、①公正価値ヘッジ、②キャッシュ・フロー・ヘッジ、③在外事業に対する純投資の為替リスク・エクスポージャー・ヘッジ、という3つのヘッジ目的にデリバティブが利用されている場合には、特別な会計処理であるヘッジ会計の適用が認められている。ここで公正価値ヘッジとキャッシュ・フロー・ヘッジが区別されているのは、ひとくちにリスク・エクスポージャーといっても、そこには価格変動が特定の資産または負債の公正価値変動をもたらす公正価値エクスポージャーと、価格変動が将来のキャッシュ・フロー変動をもたらすキャッシュ・フロー・エクスポージャーの二つのタイプがあるとの認識によるものである(104-109)。また、このようにヘッジを公正価値ヘッジとキャッシュ・フロー・ヘッジとに区別したということは、企業ベースではなく、取引ベースでリスクをみるということでもある。

(2) 公正価値ヘッジとその会計処理

公正価値ヘッジとは、認識されている資産、負債、または確定約定の公正価値が価格変動により変動するエクスポージャーをヘッジすることをいい、本草案ではこの公正価値ヘッジと認められるための適格条件として、要約すると次のような10項目を挙げている (12)。

- a ヘッジの開始時に、ヘッジ手段および対応するヘッジ対象について、ヘッジされるリスクの性質をも含めて、正式な文書が存在すること。
- b ヘッジ手段としてのデリバティブの利用が、企業のリスク管理政策と矛盾しないこと。
- c ヘッジ対象が、ある資産または負債の全部なのか、あるいは一部なのかということが明確に識別されること。一部である場合には、当該資産または負債全体の何パーセントなのかが明示されること。
- d ヘッジ対象は単一の資産または負債（または一部）であってもよいし、類似する資産または負債（またはその一部）のポートフォリオであってもよいが、ポートフォリオの場合には、それを構成する項目は市場の変動に対して同じ方向に反応することが期待できるような、共通の特徴を持っていること。
- e ヘッジ対象の公正価値測定には信頼性があり、かつデリバティブの公正価値変動が、ヘッジの開始時においても、その後のヘッジ継続時においても、ヘッジ対象の公正価値変動のほとんどすべてを相殺すると期待できること。
- f ヘッジ対象はそれぞれが個別に、もし価格変動があったならば、報告利益に影響を与えるようなリスクに曝されていること。
- g ネットでの売建オプションはヘッジ手段としては認められないこと。
- h ヘッジ対象を部分に含む一群の項目について設定された「不特定引当金」(評価勘定) や、繰延手数料・繰延費用、あるいは購入プレミアム

FASB におけるヘッジ会計プロジェクト

・ディスカウントが存在する場合には、これらをヘッジ対象に配分できること。

- i 以下の項目はヘッジ対象となりえないこと。
 - (1) 基準書第115号に示される満期保有を意図する負債証券
 - (2) 埋蔵中の石油・ガス、未採掘の鉱物、成育途中の農産物等
 - (3) 無形固定資産
 - (4) 持分法適用の投資
 - (5) 基準書第122号により資産として認識されないモーゲージ・サービス権
 - (6) 基準書第13号で定義されているリース
 - (7) 基準書第60号、第97号、第113号で定義・検討されている保険契約債務
- j ヘッジの開始時において、ヘッジ対象が予定取引に係るキャッシュ・フロー・ヘッジの対象となっていないこと。

ここで特に注目されるのは、項目 d であり、これによりヘッジ対象として認められるポートフォリオは、市場の価格変動に対して同じように反応する共通の特徴を持つ資産・負債の集合である必要があり、異なる反応をする資産・負債の集合からなるポートフォリオのヘッジであるマクロヘッジは、ヘッジ会計の適用対象とはならないという点である。

以上の条件をみだし、公正価値ヘッジとして適格であると指定された場合、デリバティブ（ヘッジ手段）の公正価値変動の結果発生した利益または損失は、その発生期間に損益認識され、他方ヘッジ対象である資産、負債、確定約定についても、ヘッジ手段と同様に公正価値で評価され、相殺的な評価損益が同一期間に稼得利益として認識されることにより、ヘッジの実態が会計に反映されるわけである。ただし、ヘッジ対象の公正価値変動のうち、当該年度の損益として損益計算書で認識できる額は、ヘッジ手

段であるデリバティブから生じた同一期間の損益の額を限度とされている。そして、もしヘッジ対象の公正価値変動がこの限度額を超え、損益認識できない部分が生じた場合には、その超過額を繰延べ、将来、ヘッジ手段から生じる損益がヘッジ対象の公正価値変動額を超過する期間に、当該繰延額を損益認識できるとしている (13)。すなわち、公正価値ヘッジの会計処理は、(a)デリバティブに係る損益全額と、これを相殺する範囲内にあるヘッジ対象の損益とをともに稼得利益として報告する会計処理、または、(b)ヘッジ開始時以来のヘッジ対象に係る累積損益で相殺できる範囲で、ヘッジ対象の簿価修正としてデリバティブの損益を繰延べる会計処理であると説明できる (14)。

さらに、利付き資産または負債がヘッジ対象である場合には、ヘッジ対象の修正後簿価と予測される将来キャッシュ・フローに基づいて、その実効利率の再計算を行うべきこと (15)、確定約定が金融商品の側面 (例えば、外貨支払いの義務) と非金融資産または非金融負債の側面 (例えば、固定資産を受け取る権利) の両面を持ち、それぞれ別々にヘッジを行っている場合には、ヘッジ手段が関連する要素についてのみ事後の測定を行わなくてはならないこと (16)、非デリバティブ金融商品は、在外事業に対する純投資の為替リスク・エクスポージャー・ヘッジ、そして確定約定に固有の為替リスク・エクスポージャー・ヘッジという二つの場合を除いて、資産または負債の公正価値変動エクスポージャーのヘッジとしては用いてはならないこと、といったルールを示している (17)。

公正価値ヘッジの条件をみたさなくなった場合や、ヘッジ手段であるデリバティブの期日到来・売却・行使があった場合、あるいは公正価値ヘッジを止めるという選択をした場合には、その時点でヘッジ対象及びヘッジ手段に対する前述の会計処理を停止すべきであるとしている。また、ヘッジ対象である確定約定の履行可能性がほとんどなくなった場合には、前述の会計処理によりこれまで認識してきた資産または負債 (確定約定からの損

FASB におけるヘッジ会計プロジェクト

益の結果として生じた資産または負債) の認識を停止し、稼得利益としてこれに対応する損益を認識すべきこととしている (18)。なお、ヘッジ対象となる以前のヘッジ対象項目の公正価値変動分については、事後のヘッジ会計処理の計算には含むことができず、稼得利益もしくはその他の包括利益として繰上げ認識をすることを禁止している (119)。つまり、売却されない限りその損益の修正処理は行われずとしている。

(3) キャッシュ・フロー・ヘッジとその会計処理

本草案では予定取引を「確定約定とはなっていないが、将来発生することが期待される取引である。取引や事象はいまだ発生しておらず、また将来それが発生したならば、それらはその時点における時価で発生するであろうから、予定取引は事業体にとって、将来の便益に対する現時点の権利、または将来の犠牲に対する現時点の義務をなんら意味するものではない。」(付録D) と説明している。キャッシュ・フロー・ヘッジとは、この予定取引に係るキャッシュ・フロー変動のエクスポージャーに対するヘッジをいい、このキャッシュ・フロー・ヘッジと認められるための適格条件として、要約すると次の8項目を挙げている (20)。

- a ヘッジの開始時に、ヘッジ手段とヘッジ対象として特定された予定取引について、そのヘッジされるリスクの性格をも含めて、正式な文書が存在すること。
- b ヘッジ手段としてのデリバティブの利用が企業のリスク管理政策と矛盾しないこと。
- c ネットでの売建オプションはヘッジ手段としては認められないこと。
- d ヘッジの開始時においても、後のヘッジ継続時においても、デリバティブはヘッジ対象である取引に係るキャッシュ・フロー変動額のほとんどすべてを相殺する正味の累積キャッシュ・フローを持つことが期

FASB におけるヘッジ会計プロジェクト

待されること。

- e 予定取引の行われる可能性が高く、既定路線に沿った企業活動の一環として行われるものであり、さらにキャッシュ・フローの変動をもたらし、報告利益に影響を与える可能性がある価格変動のリスクに曝されていること。
- f 予定リスク・エクスポージャーがあるのは、取引自体であること。
- g 予定取引は、取得後または発生後には公正価値で測定され、その公正価値変動が稼得利益として報告されるような資産の取得取引または負債の発生取引ではないこと。
- h ヘッジの開始時において、予定取引に係るキャッシュ・フロー変動は、公正価値ヘッジによりヘッジされている資産または負債に関連するものではないこと。

項目 f の「予定リスク・エクスポージャーがあるのは、取引自体であること。」という適格条件は、予定取引が外部の第三者との取引であることを意味し、連結グループのメンバー間での内部取引や子会社の見込み純利益は、除外されるということである。しかし例外として、機能通貨が異なる連結グループのメンバー間の取引で、費用の発生とは異なる種類の通貨で収益が回収される場合には、第三者への予定販売に関して外貨リスク・エクスポージャーが存在することから、この項目 f に照らしてみる限りヘッジ対象とはなりえないエクスポージャーであっても、複数の機能通貨が使用されているという点を根拠として、デリバティブをこの種の予定取引に対する外貨リスク・エクスポージャーのヘッジ手段として指定できるとしている (21)。また、非デリバティブ金融商品は予定取引のヘッジ手段としては使用できないとしている (23)。

以上の条件により、キャッシュ・フロー・ヘッジとして適格であると指定された場合、デリバティブの公正価値変動は、稼得利益の外でその他の

包括利益として報告され、当該予定取引の履行予定日に、その他の包括利益に計上された累積公正価値変動額の全額を稼得利益に振替えて損益認識するわけである (24)。

キャッシュ・フロー・ヘッジの条件がみたされなくなったり、ヘッジ手段であるデリバティブの期日到来・売却・行使などがあった場合、あるいはキャッシュ・フロー・ヘッジを止めるという選択をした場合には、上記のヘッジ会計処理は停止しなければならない (26)。またキャッシュ・フロー・ヘッジを停止した場合には、予定取引の履行見込がないとしてヘッジ会計処理を停止した場合と、独立した、非反復的かつ非通常的な出来事により予測の変更が行われた場合の2つを例外として、その他の包括利益に計上されているデリバティブに係る累積公正価値変動額は、当初定めた予定取引履行日に、稼得利益として損益認識しなければならないとしている。そして上記の例外の場合については、予定取引の履行見込の無くなった当日に、繰延べられてきた損益を稼得利益として損益認識しなければならないとしている (27)。

(4) 在外事業に対する純投資の為替リスク・エクスポージャーのヘッジとその会計処理

本草案は、外貨換算問題について包括的に再検討を行うものではないために、基準書第52号と同様の2つの例外を残している。その1つは、外貨建確定約定のヘッジとして外貨建非デリバティブ金融商品を認めていることであり (124)、もう1つは、在外事業に対する純投資の為替エクスポージャーのヘッジとして外貨建金融商品（デリバティブであると、非デリバティブであるとも問わない）の使用を認めていることである (125)。これらの例外は、ヘッジ対象である資産の公正価値変動の認識を求める本草案のヘッジ会計の規定と矛盾するものではあるが、現行のルールである基準書第52号の下でヘッジとして認められ、また広く外貨建金融商品のヘッジ会計

実務で行われているため、あえてこの例外を許容したということである。

在外事業に対する純投資の為替エクスポージャーのヘッジとしてデリバティブが用いられる場合、ヘッジ手段であるデリバティブに係る外貨建取引の計算それ自体は、基準書第52号15項と同様に、機能通貨とデリバティブの表示通貨との間の直物相場の変動による機能通貨のキャッシュ・フロー増減として算定されるが、財務諸表の表示に関しては同20項に従い為替換算調整と同様に処理される（稼得利益にはならない）。この場合、もしデリバティブの公正価値変動額と為替換算調整と同様に処理した金額との間に差額があれば、この差額は稼得利益として報告されなければならないとしている（28）。このような取扱いは、現存資産のヘッジとして使用されるデリバティブの損益を稼得利益に含め、また、ヘッジ対象は特定の資産または類似の資産であるとする本草案の原則と相容れないために、例外ルールとなっているわけである。

基準書第52号20項に従えば、在外事業に対する純投資の為替エクスポージャーのヘッジとして、外貨建非デリバティブ金融商品を用いることもできる。しかし、外貨建非デリバティブ金融商品の計上基準については本草案では取り扱っていない（28）。基準書第52号20項では、このような外貨建非デリバティブ金融商品に係る外貨建取引損益は、為替換算調整と同様に報告しなければならないとしている。

5 公開草案公表後の動向

1996年6月に公表されたこの公開草案のコメントの締め切り日は、同年10月11日に設定されていた。その後、FASBは同年11月に公聴会を開催し、また12月には送られてきたコメントや公聴会で討議された問題についてのタスク・フォースによる検討会を開いている。そして1997年1月には、いよいよ公開草案についての再検討が開始された。

現在、FASBによる討議結果は、インターネット上で誰でも入手するこ

とが可能であり、ここでは、1997年の1月から7月までの期間に行われた討議の結果なされた公開草案の改訂について、その資料¹¹⁾に基づいてみていく。

当初、本草案は、1997年12月16日以降開始する事業年度の財務諸表から適用される予定であったが、最終的な基準書は1年遅れて、1998年12月16日以降開始する事業年度の財務諸表から適用される予定に変更され、しかもに FASB は公開草案の改訂ということではなく、最終的な基準書の確定に持っていくことを決定している。

内容的にはまず、デリバティブの定義の修正とそれに伴う用語変更がある。公開草案では、デリバティブ金融商品という用語であったが、単にデリバティブ商品という用語に変更するとしている。これはデリバティブの定義を現金による差額決済ばかりでなく、その他の金融資産（例えば、財務省証券）や非金融資産（例えば、商品）による差額決済ができる契約をも含めた結果だとしている。

公正価値ヘッジについては、ヘッジ対象の公正価値変動額の全額を稼得利益として認識するのではなく、ヘッジされているリスクに関連する部分についてだけを稼得利益として認識するというように改められている。また確定約定の公正価値ヘッジにおいて、確定約定の金融商品の側面と非金融資産・負債の側面の区分処理を規定した16項は削除するとしている。

予定取引のキャッシュ・フロー・ヘッジについても、その他の包括利益に計上されているデリバティブに係る累積公正価値変動額は、公開草案では、予定取引の履行予定日に稼得利益として認識することとなっていたが、認識を実際に予定販売が行われた日というように、予定取引が稼得利益に影響を与える日に認識することとされた。同様にヘッジの中止の意思決定を行った場合には、その意思決定の日に稼得利益として認識するというよう

11) FASB, "Accounting for Derivative and Hedging: Summary of Board Decisions Made at the January 8-July 23", 1997 Board Meeting, Aug 1997.

FASB におけるヘッジ会計プロジェクト

に変更されている。また、キャッシュ・フロー・ヘッジでのロール・オーバー戦略が認められたのも大きな変更といえよう。

このように FASB は、この公開草案に少しずつ手直しを加え、正規の基準書として確定するための努力を継続して行っている。企業のリスク管理活動がますます高度化、複雑化していくなかで、公正価値評価の側面を強く打ち出すことは必然的なことであり、今後ともこの見地に立って、マクロヘッジをも視野に入れたヘッジ会計の基準の完成が期待される。

- * 本稿の作成にあたっては、成城大学 白鳥庄之助教授により、詳細な点についてまでご教示いただきましたことを、感謝いたします。なお、本稿は平成10年度成城大学教員特別研究助成による成果の一部であります。